

議 事 録

会 議 名	平成27年 第12回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成27年12月24日(木)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 別館3階議会第1会議室		
出席委員	会長：8番 後藤 進      会長職務代理：6番 藤井明男 委員：1番 木内幹雄      2番 佐藤 晃      3番 大久保泰明 4番 市川澄雄      5番 金子幸一      7番 吉田勝己 <div style="text-align: right;">合計8名</div>		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：畑村正樹      主査：原田智香      主任主事：小宮正道		
議 事	日程 第1 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第2 非農地証明願について 日程 第3 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第4 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第5 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第6 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について 日程 第7 農地法第5条第1項第6号目的の買受適格証明願について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成27年第12回定例総会を開会いたします。 出席委員は8名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名人は、5番金子委員と6番藤井委員を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第により日程第1農地法第5条の規定による許可申請について議案番号40号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：（議案番号40号を朗読）（説明） 当案件は、位置図にありますとおり普通調整区域にある畑です。譲受人は相模原市に事業所をおく太陽光発電関係の製品販売および取り付けをする会社です。寒川町、茅ヶ崎市、藤沢市、綾瀬市、大和市に営業エリアを広げ業務拡張したため、製品を一時的にストックする資材置場が不足し、適地を探していたところ、当該地が見つかり転用許可申請に至りました。なお農地法に基づく農地転用許可の判断となる立地基準としては、市街化区域から居住施設や事業用地等が連なっている立地にある第3種農地と判断します。</p> <p>会 長：続いて、担当地区委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>6 番：12月14日事務局と現地調査してきました。現地は4m道路に囲まれていて、相続で取得した土地です。市街化区域に近く隣接農地への被害防除もされていることから、問題はないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号40号は原案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号40号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定します。 次に、日程第2、非農地証明願について、議案番号41号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>		

事務局：(議案番号41号を朗読)(説明)

当案件は、位置図にありますとおり農業振興地域の農用地以外の地域にある資材置場、住宅敷地で、昭和61年頃から業者等に貸していたとのことです。その後も継続して使用されており現在に至っています。立地基準は市街化区域から居住施設や事業用地が連なっている立地にある第3種農地です。現地には12月14日に会長、木内委員と調査に行っています。

会長：続いて地区担当委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番：現地は一部平屋が建っており、資材置場についても石が入っていて、農地への復元は不可能と考えます。継続して利用していることから、過去からの経緯も問題なく非農地として証明できます。

会長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は、挙手をお願いします。

会長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号41号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

会長：では全員賛成ですので、議案番号41号は原案のとおり非農地証明書を発行することに決定します。

会長：次に日程第3、農業経営基盤強化推進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号42号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号42号を朗読)(説明)

当案件については、借り手は家族3人で農業を営んでおり、当該地を平成24年から利用権設定により耕作しております。今回も期間は3年間ということで、更新することについては特に問題ないと思われます。現地には12月16日地区担当委員と調査に行っています。

会長：続いて地区担当委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3番：12月16日に事務局職員と現地調査をしました。非常に綺麗に作られているので、問題ないと思われます。

会長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は、挙手をお願いします。

会長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号第42号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

会長：では全員賛成ですので、議案番号42号は原案のとおり決定通知書を寒川町長に送付します。続いて議案番号43号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号43号を朗読)(説明)

当案件についても、先ほどの議案番号42号と同じ借り手です。平成24年から利用権設定により耕作しています。今回の期間は貸し手の意向で2年間となりますが、更新することについては特に問題ないと思われます。現地には12月14日会長と調査に行っています。

会長：続いて地区担当は私ですので、現地調査の結果並びに補足説明をします。

会長：寒川町でも大々的にやられている方なので、特に問題ないと思います。

会長：では、これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

会長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号43号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

会長：では全員賛成ですので、議案番号43号は原案のとおり決定通知書を寒川町長に送付します。続いて議案番号44号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号44号を朗読)(説明)

当案件について、借り手は家族2人で農業を営んでおり、当該地を平成2

	<p>4年から利用権設定により耕作しています。今回も期間は3年間ということで、更新することについて特に問題ないと思われます。現地には12月16日現地担当委員と調査に行っています。</p> <p>会長：続いて地区担当委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>3番：12月16日寒川高校南側で、非常に良い所。現在は大根中心に作られていて、今後はスイカを作りたいと思われている意欲的な方です。</p> <p>会長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>会長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号44号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>会長：では全員賛成ですので、議案番号44号は原案のとおり決定通知書を寒川町長に送付します。続いて日程第4農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告番号90号、日程第5農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号91号、92号、日程第6農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号93号から98号について、日程第7農地法第5条目的の買受適格者証明願について、9号、100号を一括して事務局より、報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号90から100号を朗読)(説明) いずれも添付書類を含め完備していましたので、事務局専決により書類を受理しました。</p> <p>会長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>会長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたこととします。最後に、その他として審議事項はありますでしょうか。</p> <p>会長：特にないようですので、以上をもって平成27年第12回寒川町農業委員会定例総会を閉会します。</p>
資 料	1. 平成27年第12回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(5番) 金子 幸一 署名人(6番) 藤井 明男

本議事録は、平成28年1月27日、承認・署名を得て確定しました。